

ニ可及候学第四号公信ヲ以テ当地派出所範学科取調之者エ貴府
滞在中之費用受付之儀御達相成候処同府物価騰貴ニ而一日五円
之費額ハ到底皆消ニ付実費精算ヲ不要旨ニ付文部大輔ヨリ御達
も有之此段相心得候間御領知相成度候也

明治九年七月廿日

留學生監督 目賀田種太郎

文部大輔田中不二磨代理文部大丞 九鬼隆一殿

貴翰御返答ニ付テハ菊地^(池)齋藤両氏共其試験ヲ各課目総テ満足ニ
経ラレ候

菊地氏^(池)ハ左之課目ノ試験ヲ受ケラレ候

私犯法 刑法 洵束法^(ママ) 売渡、為替券并ニ切手法

齋藤氏ハ左之課目ノ試験ヲ受ラレ候

私犯法 刑法 洵束法^(ママ) 売渡法

59 在米留學生菊池武夫・小村寿太郎他二名試験成績に付留

學生監督目賀田種太郎報告の件通知

〔明治九年九月二十六日〕

〔朱書〕
〔学第二千二百四十二号〕

在米留學生監督目賀田種太郎^(池)菊池武夫始四名之試験成績申

報別紙写之通申越候間此段及御通知候也

明治九年九月廿六日

文部省学務課長

東京開成学校御中

各校教師ヨリ夫々生徒ニ付報告三通御廻申候余ハ揃次第御差廻

齋藤菊地両氏ハ外国人ニモ有之何ガシカ我風ニ御存知無之処右
様善良ニ試験御経ニ付其掛リハ大ニ驚入候尤同人達ハ学校通常
課程之外私教師ニ御就キニ而候処此度試験ニ依テ見レハ右ハ至
極宜敷事ニ而教師モ信切ニ其務ヲ果シ候事ヲ表候
齋藤氏ヲ試験セン博士ベ子^(ママ)ト氏^(ママ)ハ承候ニ御同人洵束法ノ試験
ハ同級八十三名之内最モ善ク過サレ候由ニ而博士ハ右試験答書
ヲ驚クベキモノトシテ蔵メ置候由博士事留聞ニ付右答書ハ貴君
へ御送申兼候尤向後相成候得ハ御送可申候他ノ課目ノ答書ニ付
テハ例規ニ而保存不致総テ取消申候間御送兼候尚又私事ハ菊地^(池)
齋藤両氏当学校へ被参候^(池)以来屢々相接シ候而其修業ハ考テ満
足ト被存候殊更齋藤氏ハ著シク期望スベキ少年ト存候 敬具

千八百七十六年七月七日

ホストン ビーコンストリート二十番

ニコラスセント ジョン グリーン

目賀田君

当学校ニ在ル三浦和夫君之課程ニ付而之御答ニ付而ハ各課共ニ
満足ニ有之候段申進度候御同人儀敏捷ニシテ信実ノ生徒タルト
又政府ノ御信用ニ応スヘク御表シ被成候 敬具

千八百七十六年七月十一日

新紐克グレートシヨフンストリート九番

セラドレ ドワイト

目賀田種太郎殿

小村壽太郎儀其試験ヲ感心ニ過サレ候段御報知候ハ幸甚ニ有之
候総而右ハ仔細(朱書)〔不十分〕無之各課目ニ付所望(朱書)〔試験規
則之〕ヨリモ凡
二十点多ク受ラレ候試験ヲ受ケン者七十五名之内三十五人ハ仔
細有之候段申進候ハ、貴君ニも前条之次第ハ実ニ信用ヲ置クニ
足ルト思召候儀ト存候 敬具

千八百七十六年七月十二日 ケンブリッジニテ

シーシー ラングデル

目賀田種太郎殿

〔文部省往復〕明治九年分式冊之内乙号、(A 16)